



事務連絡
平成27年5月28日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

老健局総務課

介護雇用管理改善等計画に基づく介護事業主の
雇用管理改善の自己チェック機会の提供について

平素より介護保険行政の円滑な実施に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般改正された「介護雇用管理改善等計画」（平成27年5月13日厚生労働省告示第267号）については、平成27年5月13日付厚生労働省職業安定局長通知（平成27年5月13日職発0513第5号）にて各都道府県知事宛に周知されていますが、当該計画に盛り込まれた介護事業主が自らの職場における雇用管理上の課題を診断できる「自己チェックリスト」の活用による雇用管理改善の自己チェック機会の提供について、別添のとおり、職業安定局雇用政策課介護労働対策室から当課宛に周知依頼がまいりました。

つきましては、別添の内容について御了知いただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）に対し周知いただきますようお願いいたします。